

議員提出議案第18号

違法ドラッグに対する早急な規制強化等を求める意見書

「脱法ハーブ」を始めとする、いわゆる「脱法ドラッグ」といわれる違法ドラッグによる健康被害が頻発していることを受け、平成19年4月1日から、違法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行されました。今年7月1日から9物質が追加指定されたことにより、現在では77物質が「指定薬物」に指定されて、これらの「指定薬物」の製造や輸入、販売等が禁止されています。

しかしながら、薬事法が改正された現在においても、違法ドラッグは「指定薬物」の成分を一部変えて植物片に混ぜたものを、「お香」「アロマ」などと称して販売されています。依然として違法ドラッグを吸引して救急搬送されるケースは跡を絶たず、死亡した例も報告されています。また、違法ドラッグを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きています。

これは、違法ドラッグをめぐり、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、「指定薬物」になればまた化学構造を少し変化させるという規制と規制のがれの「いたちごっこ」を繰り返し、法規制が追いつかない実態が続いているからと言わざるをえません。厚生労働省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなりました。

違法ドラッグは覚せい剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できるものではなく、今後、青少年を始めとした薬物乱用の拡大を防ぐための規制強化が急務の課題です。

よって、国においては、以下の事項について早急に対応するよう、強く求めます。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の「指定薬物」として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
- 2 麻薬取締官に違法ドラッグを独自に捜査、摘発できる司法警察職員としての取締権限を付与することや、薬事監視員等が立入検査の際に「指定薬物」である疑いがある物品を発見した場合に収去できるようにするなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年10月23日提出

提出者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	神崎功
	同	高橋勝頼
	同	細沼武彦
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	土井裕之
	同	加川義光